意見書案第3号

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

IJ

令和 4年 9月16日

取手市議会議長 金澤克仁殿

提出者 取手市議会議員 須 田 光 雄 『 『 『 『 報美子 『 『 関 戸 勇

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書(案)

国は2023年10月からインボイス制度(適格請求書等保存方式)を実施するとして、事業者登録を進めているところです。これまで消費税制度は小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下では、納税義務を免除してきました。インボイス(適格請求書)制度は、取引金額や年月日、品目、消費税額などに加え、新たに税務署から割り振られた事業者番号を記載した請求書や領収書のことです。

インボイスを発行するためには、いかに営業収入が少なくても、課税業者となり、消費税納税の 義務が発生します。課税業者にならなければ、取引から除外される可能性もあります。 個人事業主 やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など広範な人に負担増が強いられます。また、 シルバー人材センターに登録して働く高齢者も対象となる制度です。

このため、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっています。多くの中小零細業者は、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかかる状況ではありません。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながります。

現在の困難を克服し地域経済を活性化させる上で、地域に根ざす中小零細事業者の存在は不可欠です。これら業者に多大な負担を強いるインボイス制度は中止すべきです。以上の趣旨から、下記事項を求めます。

記

1 消費税インボイス制度の実施を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 4年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣